

北海道における国立銀行の設立と経営の特質

函館第百十三、函館第百四十九国立銀行の分析

阿 部 隆

Abstract

The national bank regulations were promulgated in November, 1872, and a national bank only for four lines was established contrary to my expectation. However, the later business situation was full of dullness, and it fell on the deficiency of the system, and the Ministry of Finance was pressed for the review of the regulations. Because the revision of the regulations was performed in 9, and the relaxation of the establishment condition was shown, 153 national banks were born in the whole country. Each national bank has its own characteristics in the process of establishment, attributes of the founders or executives and business situation of afterward. I investigate the characteristic of two national banks of Hokkaido established in the different situation this time and analyze it.

キーワード……函館第百十三国立銀行 函館第百四十九国立銀行

はじめに

北海道に本格的な開発の手が入ったのは明治維新以降になってからで、商業、工業、農業、教育とあらゆる分野にわたり広く近代化が進められた。近代的な金融の必要性は、明治時代以前から商業の発展には欠かせないものであったが、北海道では開拓使による函館の市場調査と勸奨により、道内に本店を持つ函館第百十三国立銀行（以下、設立場所の函館を省略し第百十三国立銀行とする）が設立された。官からの積極的な要請に、地元豪商たちが協議を重ねて受け入れ、さらに多くの商人たちに呼びかけ設立された、「地場商人主導型」¹⁾国立銀行といわれている。設立後も業容は順調で、開業の翌年に資金需要旺盛につき増資が必要となり、15万円を出発した資本金を5万円追加して20万円とした。

一方翌年、追いかけるように設立されたのが函館第百四十九国立銀行（以下、設立場所の函館を省略し第百四十九国立銀行とする）で、創立の経緯や発起人の陣容、開業後の営業状況も前者と大きく異なるものであった。

廃藩置県により旧藩主と元重臣たちは、金禄公債の費消の防止のため国立銀行への出資を積

極的に行ったが、明治 11 年以降になると全国から設立の要請が殺到し、前年の総資本金額の制限もあって、希望する府県では自由に開業が出来なくなっていた。そのため、他の府県は満杯状態であるが、北海道には国立銀行設立の余裕があり最適との大蔵卿の提言で、第四百四十九国立銀行は函館に開業することになった。資本金の拠出先は、北海道とは縁の薄い大分の旧臼杵藩主家と、長崎の旧島原藩主家で、全国的にも多かった典型的な「士族銀行」であった。

このように北海道の商業の中心都市であった函館に、二つの国立銀行がほぼ同時期に設立された。両国立銀行の概要は表 - 1 のとおりである。設立までの経緯も事業内容も異なる両銀行は、その後の営業状況も結末も大きな相異を見せていった。

第百十三国立銀行は幾多の変遷を経て北海道の地方銀行に受け継がれていった。一方、第四百四十九国立銀行は国立銀行時代に破綻の危機を迎え、そして合併により市場から消滅していった。本稿はそれぞれの特質を分析しながら明らかにしていく。

表 - 1 北海道の国立銀行

	函館第百十三国立銀行	函館第四百四十九国立銀行
設立年月日	明治 11 年 11 月 13 日	明治 12 年 8 月 22 日
開業日	明治 12 年 1 月 6 日	明治 13 年 2 月 10 日
設置場所	亀田郡函館会所町	亀田郡函館末広町
当初資本金	150 千円	130 千円
最終資本金	200 千円	130 千円
発行紙幣額	120 千円	80 千円
最終営業日	明治 30 年 6 月 30 日	明治 18 年 5 月 7 日
普銀変更日	明治 30 年 7 月 1 日	
承継銀行	第百十三銀行	東京第百十九国立銀行へ合併
最終銀行	北洋銀行	三菱東京 UFJ 銀行
初代頭取	杉浦 嘉七（函館の豪商）	渡辺 亨（旧島原藩士族）
役員構成	6 名	8 名

出所 『明治財政史』、『函館市史』通説編第 2 巻、1990 年、『函館市史』資料編 第 2 巻、1987 年、より筆者作成。

1. 北海道の開拓の歴史と開拓使の設置

明治 2 年 8 月 15 日（旧暦）太政官布告により当時「蝦夷地」と呼ばれていたのを「北海道」と変えて、北方における辺境の地に対する開拓の歴史が始まった。

新政府の使命は、欧米諸国の侵略から日本を守るために国をあげて富国強兵を目指し、内に

は殖産興業を掲げ近代的産業を興すことが最大の命題であった。

開拓使の初代長官は佐賀藩主鍋島直正で、彼は徳川時代から開拓の重要性を積極的に説いていた。政府は函館を開拓基地として、今迄往来のなかった石狩、根室、宗谷、樺太に、開拓使から各一名の判官を派遣し開拓を開始した。

開拓使は、明治2年7月8日に実施された官制改革「職員令」で誕生した中央機関である。開拓使は太政官に直属する機関で、各省を総監する「長」や「卿」同様に開拓使長官にも「開拓使長官 諸省卿同等タル」(『太政官日誌』『維新日記』)との沙汰書がでて、開拓使が六省と並ぶ位置にあることが確認された²⁾。

開拓使は、北海道の国力増強と土族の授産を目的として、道路、港湾、鉄道、鉱山開発、官営工場の建設を進めていった。開拓使初期の施策としては 漁業の近代化 移民の奨励 札幌本庁の建設などが実施された。しかし、それらは順調には進まず、明治8年開拓使長官となった黒田清隆により開拓使10カ年計画が実施された。その内容は政府支出1,000万円と、北海道に租税収入年額数10万円を北海道の開拓事業に使用するものであった。さらに、三井組が引受けをした開拓使兌換証券250万円を発行することと、政府からの借入も一時的に認められた。

国立銀行の設立については開拓使の勸奨が大きく影響しており、国立銀行条例改正後に政府が国立銀行を設置するよう、開拓使にその主旨を述べて国内に勧誘しているのが、次の明治11年の「稟議録」(北海道立文書館所蔵)に記されている。

その稟議録には、「函館へ銀行創立懇憑方稟議 銀行創立之主意八貸借ノ間ニ存テ互ニ紹介トナリ貨幣ノ流通ヲ便利ニシ常ニ循環流動スルニアレハ資本ノ多寡ト商業ノ旺衰等ニ因リ営業上ノ目的トスヘキモノニシテ既ニ大蔵卿ヨリ府県ニ達……」とあり、開拓使はそれを受けて「…函館ノ如キハ全道ノ咽喉殊ニ開港場ナルヲ以テ漸次商業繁盛ヲ成シ且該地方ニハ豪商モ不少創リ式拾万円已内ノ目途ヲ以テ支庁ヨリ程能ク勸奨銀行設立為東京、大坂其他便宜ノ場所ヘ支店ヲ設候様相成候ハ、全道ノ流通ハ勿論物産製殖ノ途ニ於テハ著敷効驗ヲ看ルニ可至ト存候尤必ス設立可致トノ意ヲ以官ヨリ嚴命ヲ下シ候様ニテハ不都合ニ付其辺ハ支庁ニテ漸次誘導致候方可然トシ見込ニ候」と書かれている。この稟議録をもとに、開拓使は北海道に国立銀行を設置するよう、積極的にまた慎重な配慮をもって勸奨しているのが読み取れる。

2. 道内の金融の近代化

明治維新直後の貨幣流通状況は、各種貨幣および封建時代の各藩の発行した藩札が乱雑無統一に混在しており、幣制の整備と統一が近代国家樹立に急務であり不可欠であった。貨幣は明治元年2月、古金銀および外国貨幣を国内に流通させる太政官布告により旧来の貨幣の大部分がそのまま使用された。明治元年に流通していた金貨は円換算概算額で87,610,652円、銀貨は68,275,313円、銅・真鍮・鉄銭6,033,203円³⁾であった。紙幣は全国各藩の発行した藩札が、同

じ明治元年には、244 藩の 1694 種類、22,618,224 円⁴⁾が流通しており、明治維新以降も多くの藩で発行が続けられた。政府が財政窮乏のため止むを得ず発行した太政官札は、混乱した当時の状況では当然であるが、いまだ国民には公認されず政府の信頼も薄く円滑に流通されなかった。紙幣の発行は前述の藩札と太政官札のほかに、民部省札、為替会社札と、12 の県と箱館・京都・奈良の 3 県に発行を許された府県札があった。

その「箱館府仮札」については、開拓使の設置のための今後の政務事項の取り決めを政府に提出した中で、太政官よりの指示で「開拓融通のため百文銭および四文銭、ならびに島中限りの切手紙幣一匁より十匁を製すべきこと」と許可されたため発行されたが、信用度の低さもありほとんど流通しなかった⁵⁾。

徳川政権下、北海道産物の検査収税制度と密取引防止のため、箱館産物会所が箱館に設置された。ついでこの会所を江戸、大阪、兵庫、下関等に置いて、蝦夷地より廻送する荷物は各会所の斡旋を以て売却し、また各地商人より蝦夷地物産元仕入として各会所に供託する資金は、これを箱館産物会所に廻送して請負人、問屋、出稼人等に貸与し、産出物をもってこれを償却するという方法をとったが、この仕組みの中に金融を取り組んでいたのである⁶⁾。

明治維新後、箱館府は新政府のもとで幕府の組織を継承し、箱館産物会所も箱館生産会所と名称を変え引き継がれ、会計官の中に商法司の設立で為替取引条約を締結連携を持った。商法司の廃止で通商司が設立されると北海道産物改所に改変されたが、明治 2 年 7 月、開拓使の設置により同 3 年 3 月に太政官の指示で開拓使の所管となった。その後、「産物会所規則」の制定で東京をはじめ当時の主要の地に会所を設置した。明治 5 年 1 月、民力休養の理由で 3 年間の輸出入税の免除とともに各地の会所を閉鎖した。金融については、開拓使兌換証券の発行により、道内に資金貸付機関設置の必要が生じ、東京、大阪、函館の 3 か所に貸付会所を設置した。

貸付会所は北海道税金、定額金、発行証券等支出の余りを貸付けることによって、産物販売、移民授産の資金に応需、それらによる利子で漸次証券を償却し非常の備とした。貸付会所は北海道の金融に関して重要な機関として産業の興隆に大きな役割を果たした。しかし、貸出金に対する不良資産の増大のため、明治 12 年 1 月通達により貸付会所は廃止され消滅した。

3. 北海道における銀行の設立

(1) 銀行の北海道進出

北海道には道内に本店を置く銀行の創設以前に、何行かの支店設置が行われたが、明治 20 年までの道外からの支店進出について振り返ってみたい。

詳細は次項に述べるが、明治 9 年に三井組が三井銀行に改組、出張店を存続させた為それが道内初の銀行店舗となった。一般商人たちとの銀行取引より、従来からの公金の取扱を継続させることに重点をおいた支店創設であった。

明治11年8月に東京に開業した東京第四十四国立銀行は、当時第3位の70万円という巨額の資本金を持つ銀行であり、開業当初から函館に進出していた。道内の金融に着目し、大蔵省から銅貨39万円の下渡しを受け流通を図った。しかし安易な貸出が元で破綻し、東北、北海道での事業の進展を目指していた安田善次郎率いる東京第三国立銀行に吸収合併された。事業とは、硫黄、石炭開発、倉庫業、及び金融業等であった⁷⁾。第四十四国立銀行は同18年に支店を函館に置いた第二十国立銀行と同じ士族銀行で、公債の費消防止と資金運用という目的も類似していた。また、後段で述べる渋沢栄一率いる第一国立銀行が、第二十国立銀行を吸収合併した時とほとんど同じ状況であった。

第三国立銀行は函館支店を、横浜支店同様、為替取組業務の重要拠点としての活用を図った。他に同11年に山形第六十七国立銀行、同16年には東京第三十三国立銀行が函館に支店を開設し、北海道での業容拡大を図ったものの不調のため、それぞれ7年後には支店閉鎖をしている。

(2) 三井銀行の北海道進出

開拓使設置とともに函館に御用金を取扱う機関が必要になり、中央政府から造幣寮御用として三井組が指名された。しかし前年に銀行設立を申請し認可されていた三井組であるが、当時大蔵少輔であった伊藤博文によりその認可が取り消されていた。しかし、政府は明治4年5月公布の新貨条例に基づく新貨鑄造のため、古金銀を買い集める必要と、同年7月の廃藩置県に際して歳入不足の補填を喫緊の問題としていた。そのため、大蔵省は三井組に対して、改めて大蔵省兌換証券を三井組の名義で発行することを命じた。

また、開拓資金調達のため開拓使の発行する開拓使兌換証券についても、三井組名義で発行する契約が締結された。しかし順調に流通し始めると偽造札も多くなり、それに各種紙幣の不統一による不便を生じさせた。また政府紙幣については金兌換をうたったが、事実上これらの紙幣と交換すべき金貨、銀貨などの正貨を政府は保有していなかった。そのため、新紙幣の発行により政府紙幣の統一を図ることとし、両兌換証券とも引き換えられ姿を消していった。

明治9年、三井銀行は設立されたが、旧三井組の出張店はそのまま、函館を一等出張店、札幌を三等出張店として道内における御用金取扱いの継続を図った。また明治13年に小樽、根室出張店を開設し、官公金取扱業務を一手に引き受けた。これにより、函館にはじめての銀行が三井銀行によって設置された。その後、三井銀行は開拓使の本支庁や東京出張所、屯田事務局、税関、船改所、監獄所、病院等、北海道の公金の取扱いを全てにわたって行った。

国立銀行の設立は2年後となるが、三井銀行は公金取扱のための銀行として誕生しており、商人の、商業発展のための銀行としての国立銀行とのすみ分けと役割をはっきりさせていた。

(3) 第一国立銀行の函館支店開設計画

東京第一国立銀行（以下、設立場所の東京を省略し第一国立銀行とする）が、明治9年に函

館支店を設置する計画を地元有力者に示して、資本金 100 万円の出資協力を申し入れしている。

開拓使「稟議録」の中に、函館支庁の開拓使官吏であった村尾元長がこの件について調査を行った際の意見書が残されている。「函館へ国立銀行ヲ設立スル儀上局御達ノ趣ニ依リ見聞ノ概略左ニ」として、「何分巨大ノ金額ニテ目的不相立凡二拾万円位八可行届旨渋沢氏へ回答」⁸⁾と報告をしている。新規に国立銀行を設立するのではなく支店開設に何故資本金かと思うが、今なら預金を集めて貸出金に回すのが常識であるが、当時は簡単に調達が出来ず資本金が運用資金として欠かせなかったため、増資を図ったものと思われる。

第一国立銀行の渋沢栄一は近代的金融制度の普及の為に、全国的に数行の国立銀行の指導を行ったが、道内にはそういった形跡はみられなかった。企業家としての渋沢は、道内の豊富な資源に大きな魅力をもち、設立の手助けでなく自ら経営する第一国立銀行の支店を設置することで北海道に北方の拠点を作ろうとした。しかし、地元商人たちの増資への参加はなく、函館支店の新設は実現しなかった。資本金の 100 万円が余りにも大きかったのと、函館の商人たちは自前の国立銀行の創設が希望であったためと思われる。

その後、第一国立銀行は明治 45 年に第二十銀行を吸収合併することにより、函館、小樽、釧路、根室の各支店を引き継ぎ北海道への進出を果たした。第二十銀行は前身が東京第二十国立銀行で、旧宇和島藩主伊達宗城一族が金禄公債を資本化して設立したものであった。同行は東京が本店で深川支店のほかに、道内に上記の 4 支店を開設していた。渋沢栄一は伊達宗城が大蔵卿時代の部下で、伊達家の財政を託されていたこともあり、同行の創立・経営を指導援助した。当初の北海道進出も渋沢頭取の意見にもとづくものであった⁹⁾。

(4) 北海道に本店を置く銀行の設立

北海道に最初の国立銀行が設立されたのは、当時の北海道の中で最も経済の先進都市であった函館に於いてであったが、その動きはかなり早くからあった。函館の経済発展の先駆者であった初代の渡辺熊四郎の口述伝である『初代渡辺孝平伝』は冒頭に次のように回想している。「偕て明治八年頃より銀行の必要の時と成りし故、有志者に図りし処賛成者少く未だ其運びに至らず」¹⁰⁾とあり、条例改正前に地元有力者の間には銀行設立の機会をうかがっていた形跡を見ることができる。しかし、当時は政府不換紙幣の増発による紙幣価値の下落と金貨流失により、営業不振に陥っていた 4 つの国立銀行が政府に救済を申し込んでいた時期で、国立銀行設立の環境としては最悪の時期であった。しかし、その準備は水面下で着々と進行しており、また開拓使の国立銀行設立の勸奨は前段で述べたが、ただ後押しをするだけではなかった。

「札幌市街之図」の編集や「維新前町村制度考」等の著者でもあった前出の村尾元長が、第一国立銀行支店設立に関する市場調査の中で、函館で独自の銀行を作るのであれば資本金は 20 万円という自らの考えを披露していた。「一現今函館商人中資力中等以上ノモノニシテ地方ノ為メニ公益ヲ興シ候輩追々増加且ツ昨年九十月以降八右等ノ者共一層奮発ノ情況ニ有之夫是實際

二就キ勸考致シ候ヘバ現今支庁ヨリ勸奨ノ次第ニ依テ八二拾万円以内ニ候ヘバ有志輩ノ者共必ズ周施シ資本ヲ募リ独立ノ銀行開設ノ場合ニ可立至ト存候」¹¹⁾。これが前述の明治11年に書かれた稟議録の元になっており、開拓使の国立銀行設立についての勸奨は、綿密な市場調査を経てなされたことが読み取れる。

開拓使の呼びかけは、函館支庁を通じて函館の有力な商人に伝えられ、国立銀行の設立に向けて動き出した。創立要件録の冒頭にはその当時の状況が次のように書かれている。「明治十一年式月中、市中重立候族貸附会所ニ於テ銀行設立ノ儀ヲ官ヨリ誘導セラレ、猶其人ヨリ其他ノ人々ヲ誘導致セシ処、追々加入人モ多ク略拾万円ノ額ニ達セシ」¹²⁾とある。官よりとあるのは開拓使よりの国立銀行設立の勸奨で、政府の設立要請を受けてのことであった。

明治11年当時の函館は、函館支庁一覽概表によると人口27,334人、戸数5,985戸の規模で地方都市としては大きく、北海道の産業の中心地であった。函館の住民たちの職業は、商業従事者が調査全体のなかで31.6%、小間物・荒物業が900軒以上、漁業関係者が433軒、諸仲買も400軒近くあった。職人は全体の27.2%であり、洗濯請負が700軒以上、裁縫仕立屋は654軒、大工はじめ建築関連は579軒、その中に鍛冶屋や石工と言われる職人たちが多くいた。外国人も明治5年には函館に居住し、イギリス・ドイツ・アメリカ・フランス・ロシア・デンマーク・中国の合計7カ国64人がおり、ほとんどが物産商で他は官吏、伝教師たちであった¹³⁾。

4. 函館第百十三国立銀行

(1) 函館第百十三国立銀行の設立

開拓使の国立銀行設立についての要請は、函館支庁を通じて当時の富商であった函館の有力者たちに伝達され、開設にむけて順調に進んでいった。前段の開拓使官吏であった村尾元長による函館経済の市場調査で、資本金がどの程度集まるのかを予想しているが、前述の「稟議録」の中に20万円以内であれば有志の力で資本金を募ることが出来ると報告された。

函館の商業を担っていた人たちが、国立銀行設立の中心となって活動を始め、その輪を広げて多くの参加者を集め、資本金も10万円に到達したのが明治11年の初頭であった。

頭取に就任する杉浦嘉七は函館の内潤町に生まれ、幼少時代は恒次郎といわれ祖父の稼業「福島屋」を受け継ぐ。函館戦争で被害のあった西部地域弁天町住民一同の懇望をにない、自己の財力を投げうって西浜町海汀の埋立工事を施工し土地造成を行った。埋立により、物資の揚卸場等の整備のため大工事を敢行し、西部地区の発展に寄与した人物であった¹⁴⁾。

また、支配人となる田中正右衛門は函館で、漁業の経営や海面埋立を営む「大津屋」を継承し、米・酒・各種食料品の問屋を兼営、各種の公職につき、公共事業に尽力し街の発展に大きく貢献した商人であった。銀行設立の中心となったのは、上述の2人のほかに同じ地元の富商で街の有力者であった泉藤兵衛、村田駒吉、小林重吉という商人たちで彼らが銀行設立発起人

となり、出資者を募り設立準備の会合を重ね資本金 10 万円で国立銀行設立を出願した¹⁵⁾。

開拓使と地元有力者や出資者たちの間で、国立銀行設立時の資本金額のことを考慮しながら奔走したことが、初代渡辺熊四郎の伝記の中で読みとれる。「設立の上は開拓使の出納は其銀行に取扱方を命じ給はるやと談ぜじ処、当時三井銀行にて取扱って居れども設立の上は地方の銀行故相委せる様致す故速かに設立成すべき様との事を命ぜられたり、尤も資本金は五拾万円位ならば宜しからんと事故有志者に謀って其事を度々談じ、「漸く明治十年に設立」した。

しかし、「資本金十万円にてありし故是にては不足なれば開拓使の出納を預ける儀にも成難きとの事故其設立の願書を大蔵省に出す事は暫く見合せ余が函館へ帰へりせめて三十万円の資本に致したらば先々願ひし開拓使の出納も此銀行に取扱ふ様に御取扱ひを願度」¹⁶⁾として、公金を預かるには国立銀行の規模もある程度大きくなければいけないということであった。

函館の豪商である渡辺熊四郎が、指導、協力を仰いでいたのは東京の開拓使出張所に在籍していた西村貞陽という大書記官であった。西村は佐賀県出身で開拓使首脳の一員として、海産物や諸物産の海外市場の拡大のため清国の市場調査を実施し、半官半民の『広業商会』という中国向け輸出昆布、鹿角、鹿皮、アイヌの生産物等を扱った商事会社の設立に関与した。また、大蔵省勸業局と民間側の調整役として活躍、北海道の商業発展に尽くした人物であった。

国立銀行条例改正により国立銀行設立の「非常ノ便利ヲ與ヘ」¹⁷⁾全国から創立準備が行われ続々と銀行が誕生した。そのため、インフレの懸念を心配した大蔵省は明治 10 年 11 月「国立銀行条例」の再度の改正を稟議した。全国の国立銀行の資本総額を 4,000 万円とし「各府県人口及ヒ租税高二割合タル銀行資本・資本二対シテ発行スヘキ銀行紙幣制限高」¹⁸⁾を取り決めたものであった。この規定によると、北海道における資本金総額の上限は 7 万円で、発行紙幣額は 5.6 万円であった。大蔵省としては府県下における出願の目安として公表した数であったが、函館ははじめこの限度額以内での設立は僅かであった。たとえば新潟県では 5 行で 48 万円が上限額であったが、実際には総合計では 52 万円の資本金となっており上限額を超えている。もっとも、大蔵省では予備資本額として 284 万円を準備しているため、府県ごとでの調整は可能であった。

明治 11 年当時の函館の人口は、前述のように 27,334 人であったことから¹⁹⁾、法定最低資本金は 10 万円ということになる。したがって第百十三国立銀行の資本金は 10 万円であるが、開拓使等の公金の受け入れには見劣りがするというのが渡辺熊四郎の意見で、資本金額は 50 万円位が適当であろうと有力者と論議をしていた。しかし、明治 10 年ころから設立の機運が高まり、翌年に資本金額が 10 万円で申請されたことで、渡辺は開拓使との交渉で公金の取扱を予定していたのが不可能になることに懸念を感じていた。「東京の開拓使出張所にて西村君に聞し処、其願書には資本金 10 万円にてありし故是にては不足なれば開拓使の出納を預ける儀にも成難き」として「銀行設立者の諸氏を集め種々相談せし処何分纏まり兼ね漸く 5 万円を増して」15 万円の資本金で決定した。渡辺の構想では、公金を預かるには余りにも小さい金額であり「せめて

30万円の資本に致し」²⁰⁾ たかったので、大きな不満を残したまま明治11年5月3日付の願書を資本金15万円に変更するという添願書付で再提出し、同年7月24日付で認可された。

(2) 営業状況

第百十三国立銀行の発起人たちは、創立前に銀行業務を会得させようと2名を東京に派遣し銀行経営の理論と業務の習得を学ばせたが、当時講師として指導をしていたのがイギリス人のアラン・シャンドであった。シャンドは明治5年7月に大蔵省に招かれ、10月1日紙幣寮付属書記官として銀行簿記制度立案に着手した人物であるが、『銀行簿記精法』や『銀行大意』などの編纂を手掛けた。

第百十三国立銀行の経営方針は、シャンドの指導どおり「健全経営」を重んじ、株主には当時の函館経済界の中心をなす商人たちがおり、営業方針も堅実、鄭重をモットーにしていたため順調に営業を開始していった。経営実態を表しているのは、貸出については市街宅地を担保として徴し、保全面に十分に配慮しているところは堅実さを感じさせるものであった。これは経営陣のなかに従来貸金業を営んでいた者がおり、当時の金融事情に通じていたことも大きな要因でもあった。

しかし、「北海道金融沿革一斑」のなかには「函館貸付金抵当物ハ米穀ニ非ラサレハ水産物ニシテ此二種ノ外ハ信用ヲ措ク物品ナシト云フモ不可ナキ有様ナリ公債証券ノ如キハ資本家甚シク喜ハス且ツ取引所モ定マリタル所ナク常ニ東京ノ相場ヲ聞キ稀ニ取引スルニ止マレリ地所家屋ハ信用ナキニ非ラサレトモ水産物ノ如ク活発ノ運動ヲ為サス地金銀ハ皆無ノ有様ナリ」²¹⁾として、当時の函館の銀行が担保として預かった抵当物に関して述べている。これによれば、函館の銀行の場合、担保物件の主流は水産物関連で漁獲物や網舟と主食の米穀だったが、第百十三国立銀行の場合は、担保物件は安定性のある宅地に重点をおいていたとみられる。

開業早々に、表-2のように貸出金は128,482円となり預金の116,568円を上回っており、当初からオーバーローンで始まっているのは、上記のように専門的業務が最初から出来たことと、函館の商人から大きな信頼を担って誕生した銀行であったためといえる。貸出金は当時の函館の旺盛な資金需要に支えられて年度を追うごとに増加していった。期限過貸付も滞貸付金も各年度とも少なく、函館の市況も順調で資産状況は良好であったと思われる。貸出金利については、大蔵省銀行局報告によると、「明治14年、5年ノ交ニ於テ函館ノ金利八年三割ニ高点ヲ保チ小取引ハ猶其上ニ出ツルモノノ如ク」「16年ニ至リテ少シク低下シテ一割五分乃至二割ニシテ猶低下ノ趨勢」²²⁾とあり、開業当時は高止まりであったが、16年以降は他行との競合もあり、全国からみてもほぼ同水準になっている。貸出利息が総収益金に占める割合は、明治14年の全国平均では52.6%であるが、北海道内の平均は66.9%とかなり高めであった。貸出金額にもよるが、この頃は全国から見ても高金利であったのも要因の一つでもあった。

表 - 2 函館第百十三 国立銀行 半季實際報告

(単位 円)

	12年上期	12年下期	13年下期	14年下期	15年下期	16年下期	17年下期	18年下期	19年下期	20年下期	21年下期	22年下期	23年下期
(負債)													
資本金	150,000	150,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
積立金	-	1,010	5,750	9,750	14,050	18,450	23,984	37,260	49,687	66,810	84,400	108,059	123,293
発行紙幣	120,000	120,000	160,000	159,921	159,760	160,000	156,531	153,018	148,702	144,214	139,569	134,846	130,173
紙幣消却金	-	-	-	-	-	-	3,469	-	-	-	-	-	-
公金預金	-	-	-	-	4,998	-	-	-	-	-	-	-	-
人民預金	116,568	164,851	162,194	211,455	244,146	249,720	302,132	310,992	367,919	466,716	404,930	458,458	464,093
借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他店為替借	-	1,918	259	7,220	3,425	1,849	12,625	6,130	316	2,641	589	55,727	58,093
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滞貸準備	-	-	500	2,000	3,275	5,000	1,301	5,950	1,962	2,000	2,000	4,095	2,500
当期利益金	11,291	12,905	18,320	22,069	23,021	22,601	25,687	24,175	21,225	22,743	29,742	23,841	24,101
前期繰越	-	1,571	1,568	987	2,267	2,018	2,344	2,800	4,280	5,448	6,150	1,500	5,066
負債・資産合計	397,859	452,256	548,601	613,404	654,944	659,640	728,075	740,386	794,094	910,578	867,375	992,384	1,007,322
(資産)													
公債証券	169,143	190,072	228,637	223,200	239,384	223,733	252,822	240,262	254,194	353,675	303,192	233,258	203,253
貸付金	128,482	161,362	226,992	265,949	292,247	295,314	322,789	354,345	368,686	465,120	462,342	594,467	586,621
期限過貸付	-	342	200	4,433	3,080	3,060	6,750	3,850	-	350	-	-	-
創業入費	2,744	2,560	2,000	1,600	1,180	580	-	-	-	-	-	-	-
所有物勘定	2,222	2,171	4,500	5,200	3,500	2,700	1,430	-	1,230	-	120	4,335	3,100
他店為替貸	9,000	-	-	15,206	27,389	43,254	1,090	22,753	405	-	2,649	3,250	2,811
荷為替手形	2,224	2,593	-	2,050	900	48,130	8,300	-	-	400	-	-	-
諸買入代金	17,740	451	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	379	4,298	1,189	1,504	240	6,130	46,875	51,568	61,823	12,022	1,995	71,155	75,719
金銀有高	65,902	88,404	85,081	94,260	87,021	42,867	88,018	67,605	107,751	79,011	96,993	85,915	135,818
配当年利回り	10%		13%	14%	15%	14%	15%	14%	13%	14%	14%	15%	15%

出所 『函館新聞』 明治12年8月6日から明治24年7月19日までの各半季實際報告の広告より抜粋し、筆者作成。

なお、12年下期分については『北海道金融沿革一斑』(北海道拓殖銀行・第2編、第4章、第2節の『国立銀行ノ創立』 p121)から抜粋した。

12年の配当年利回りについては資料はなく不明。また12年度以降については、各年度の下期だけを掲載した。[-]は残高ゼロを示す。

表 - 2 の半季実際報告は、函館新聞に掲載された株主総会の株主への報告を広告したものから科目を拾って作成した。預金勘定は開業から順調に増加しており、函館住民の銀行に対する信用が大きかったことがうかがえる。預金科目の中で渡辺熊四郎がこだわった開拓使からの公金の預かりが、この実際報告の科目の中には見えない。渡辺熊四郎が努力をしたのも拘わらず、資本金が低額なのが理由なのかは不明であるが、公金の取扱は実現出来なかったと思われる。

道内にある全銀行の12年から19年の銀行本支店の預金合計を見ると13年に58,764円、14年に88,288円、15年19,379円、16年13,385円の御用預金が表示されている。この年度期間内には三井銀行函館支店、私立銀行、4つの国立銀行本支店が道内に存在していたが、三井銀行が官公金取扱を独占していたものと思われる。

半季利益金は開業から1万円台を維持し、貸出金が30万円に近くなってからは順調に2万円台を続けた。開業2年目で旺盛な資金需要を補い資金不足を補充するため、5万円の増資を行い20万円に増強した。「他店為替借」「他店為替貸」は函館の物流が盛んであることを示しており、北海道の海産物や特産物の移出と内地よりの米などの農産物や酒、砂糖等の生活必需品、生産用具等の移入が行われ、売買代金の決済に銀行の為替が活用された。第百十三国立銀行は東京に支店を設置したほか、大阪、京都、横浜等、主要都市と全国に為替のコルレス契約を結んでいた。

配当年利回りについては、明治12年の開業より20年代にかけて10%から15%台を確保している。経営陣はシャンドの指導した「健全経営」を実行し、堅実で安定した経営状態を続けた。

その後、明治30年6月に営業満期前特別処分法により最終営業日を迎え、同7月1日に第百十三銀行となり、道内有数の銀行として函館及び北海道経済に大きく貢献していった。

5. 函館第四百四十九国立銀行

(1) 「時任上申書」による 調査・報告

函館には、明治11年11月に設立された第百十三国立銀行とは別に、もう一行の国立銀行が誕生した。最初の国立銀行に対しては、開拓使の関与が大きかったことは前述してきたところであるが、二行目の第四百四十九国立銀行の設立に際しても同じように調査と関与が行われた。下記の調査書は、第一国立銀行函館支店進出の時にも市場調査を実施した村尾元長が、第四百四十九国立銀行設立の申請について調査したものを元にして、時任大書記官が開拓使長官宛てに提出した「時任上申書」といわれるもので、明治12年3月11日に提出された。

江湖組当港、分店ノ義事情探偵ノ次第別紙ノ通時任大書記官上申候二付此段開申仕候也

明治12年3月14日 江湖組分店開業二付事情上申

東京西川岸町荷為替商店江湖組ト唱ルモノ当地へ分店開設致シ度旨規則書添同組長崎県士族小

美田利義ヨリ出願取調為致候処本組八明治十年一月中東京府ノ許可ヲ得テ設立シ該組營業八元本使御用達木村万平等専ラ負担尽力候趣ニ相聞ヘ且ツ本組許可ノ証ナク明治六年大蔵省第八十四号布達第四項ニ抵触ノモノニ報答有之則テ去年中東京府同趣意ヲ以テ指令致シ置候然ニ木村万平八曾テ本使ニ対シテ不体裁ヲ醸シタルモノ又前頭小美田利義八旧島原藩士ニシテ旧藩主及士族等ト当地ヘ銀行設立ノ見込ヲ以テ其筋ヘ出願既ニ許可ヲ得タル趣ニ付一応内探為致候処小美田八勿論其外ニモ同組ニテ株主ト為ルモノ数名アリ尚此地ニテ株主ヲ募リ候由到底江湖組營業八右銀行（今度許可ヲ経テ設立スルモノ第百四十九号銀行）ト併立シ専ラ營業ノ目的ニ相見ヘ木村万平八株主ノ一人ナルヤ否判然不致且ツ東京出張所今般照会ノ書面ニ依レバ東京本組八目今万平俣木村万次郎名義ニ候由別紙景況聞取書ト共為御参考添一応此段上申申仕置候也

一二年三月十一日

時任為基

（「開公」 五九〇四）²³⁾

第百十三国立銀行の設立については、「函館へ銀行創立懇憑方」として開拓使は慎重に市場調査を実施して、地元有力者に対しては官側の主導で参加を促し設立準備を進めていった。しかし第百四十九国立銀行の場合は、まず、元開拓使使用達木村万平という人物を「不体裁ヲ醸シタルモノ」として警戒の目を向けて調査し報告している。

明治維新以降、外国商船の沿岸航路への進出は政府にとって脅威であったため、外国海運勢力に対抗するため政府の保護による諸海運会社が創設された。国内海運の近代化のために明治3年2月通商司の監督のもとに三井組に支援させ東京に半官半民の回漕会社を設立した。東京の廻船問屋、定飛脚問屋などから15人が頭取に任命されたが、そのうちの一人が指摘された木村万平で、この会社の創立には彼の主唱をとりいれたといわれている。

開拓使もこの回漕会社に船舶を委託して運営にあたらせ、函館・東京間の航路の充実に力を注いでいた。明治5年には、回漕会社運営時に開拓使の用達に任じられていた木村は、清国への貿易を従来の横浜港から函館からの直輸出にしよう開拓使に呼びかけ、意見書を提出している。このように、木村万平は開拓使との関係を早くから保ちながら海運関係に従事していた人物で、なにが不体裁を感じさせたのか不明だが、調査にあたった開拓使は彼の所属していた江湖組と第百四十九国立銀行との関係に警戒の念を持っていた。『函館市史』には当時の状況が詳細に載っているが²⁴⁾、江湖組とは木村を中心として設立された荷為替商で、大阪を本拠として営業していた。その後、東京や各地に支店を設置して事業の拡大を図っていったが、僅か6ヶ月で設立時に集めた資本金額を損耗し運転資金を江湖組に引き上げて閉店してしまった。ところが再度、東京を本拠として大阪、馬関（下関の別称）等に分店を設けて開業を試みたが実現はしなかったという。その後、明治11年4月より業務を再度開始しようと、あらためて東京府の許可をえて開業した。しかし、今までの一連の状況から中心となって営業担当であった木村万平に対して投資家たちは不信感を持った。

この江湖組の資本金は旧島原藩主の資金で作られたもので、第百四十九国立銀行の設立にも大きく参加していた臼杵藩知事（稲葉久通）も経営に参加していた。臼杵藩知事は島原藩主とも懇意で、どちらも資産家で豊富な資金を蓄えていた。お互いの藩から適当な人材を出し、業容を変更しながら企業としての目的を遂行していこうとしたが、その中心として選出されたのが、「時任上申書」にあるように事情聴取された小美田利義であった。開拓使が当初から案じていた懸念が、後になって木村、小美田の関係した会社によって現実のものになっていった。

(2) 函館第百四十九国立銀行の設立

旧両藩主と各々の家令・家扶たちが新規事業について討議した所、銀行経営を目指すという結論が出され、設立場所は東京に決め開業の準備を進めようとした。しかし、旧島原藩主が九州の企業に投資するので当計画への参加を躊躇、一方の旧臼杵藩が当初の東京進出を始めたため別に銀行設立を模索、旧島原藩主は当時の大隈大蔵卿に参考意見を聞くため面会をした。

『開拓使公文録』に、その当時の二人による面会時の詳細が載っている。

「大蔵卿ヨリ発言ニテ銀行ヲ開ク事ヲ促スニ依リ其地方八何ノ地位ニ在ルヤヲ問フニ各府県下既ニ銀行設立ニ制限アリ設立スヘキ地ナシ只北海道八未タ制限ニ満タス且ツ該地ハ物産多ク函館ノ如キハ漸次ニ繁盛ノ勢ナレハ先該地ニ設ケル方適当ナルヘシ之ヲ設立スルニハ所有ノ古金銀ヲ政府ニ上納シ紙幣ト引換之ヲ以テ其方向ヲ立ル可然等種々ノ説明ニ依テ始メテ函館ニ銀行ヲ開設スル見込ミヲ立タル趣」²⁵⁾となったのである。

旧藩主と大蔵卿の会話では、全国から国立銀行設立の要請が殺到しており、予定された銀行数はほとんど満杯状態で、空席の府県はないということであった。制限を超えたというのは前述の4,000万円の資本金額のことであった。北海道への誘致は積極的で、特に中央都市であった函館の商業は今後も大きく成長していくため、国立銀行の設立場所として最適と言っている。

そのため旧島原藩主は古金銀を紙幣に引換えて、その紙幣をもって旧藩主の公債証書を買上げて銀行の資本に充当する見込みを立てた。共同歩調をとるとして旧臼杵藩主に提案したが、旧藩主や旧臼杵藩士たちは先述のように東京に国立銀行の設置を準備中であった。それが資本金30万円により明治11年12月4日に誕生した第百十九国立銀行で、発起人や役員は旧臼杵藩の家令・家扶たちで、旧藩士の救済目的で金禄公債を資本として、東京を本店に、地元大分に支店を設置したものであった。

しかし、両藩主たちの約束事として旧島原藩主たちが国立銀行立ち上げの時は、旧臼杵藩からも資金援助は行くと公約していたため協力をするようになった。先述の開拓使当局の上申書に調査の対象とされた木村万平と、事情聴取された旧島原藩士族の小美田利義たちは、第百四十九国立銀行の設立のために奔走し出資者を募った。

国立銀行設立の創立願書には、第百十九国立銀行と同様に資本金30万円として提出したものの、大蔵省からは20万円に減額の内示があり、第百十三国立銀行の資本金15万円を参考とし

て20万円に決定した。しかし、現実に出資金を募る時点で、それを更に減じて13万円として株数2600株、50円で募集を開始した。減額の理由は集める側の理由なのか、それとも銀行紙幣制限高に近づいてきたことによる政府や大蔵卿らの指導によるものなのかは、詳細な資料もなく不明であるが、国立銀行創立については認可された。ところが、事前に出資を依頼していた予定者から、払込の段になっても資金はほとんど集まらなかった。

『三菱銀行史』には、「明治12年5月島原藩士渡辺亨外各地出身者488人連盟して」²⁶⁾、また宿利重一『莊田平五郎』には「旧島原藩士及び同藩出身のものが連契し」「資本金十三万円の第百四十九国立銀行を函館に設けたにもかかわらず株主の払込思わしくない」ということで「旧臼杵藩主稲葉家も十万円の出資を」²⁷⁾することになった。予定していた払込が何故出来なかったのか不明であるが、発起人側になんらかの理由があったように思える。中心となって設立を進めてきた旧島原藩主家が残金の3万円を出資し、ようやく設立にこぎつけた。

(3) 営業状況

明治12年上期から17年下期までの5年間の半季実際報告を、函館新聞の決算公告から科目ごとに拾い出して表-3の一覧表を作成した。発起人たちは函館の商人や農民でもなく、地元から後押しされてできた国立銀行では無かったため、第百四十九国立銀行に預金はほとんど集まらなかった。貸出は資金需要が出てくれば残高も増加してくるが、預金は函館の住民から信頼を得られなければ残高を確保することは難しかった。公金についても第百十三国立銀行同様に取扱いは無く、15年下期に僅か1,370円の残高が確認されただけであった。

貸付金は、先行した第百十三国立銀行と比較するとかなり低い金額で、毎年多少ずつ漸増していくものの最終の決算期には10万円台で終わっている。調達が思うように捗らず、貸出に回すのも発行紙幣に頼らざるを得ず、また設立経緯から取引先数も少いため実績も上がらなかった。第百四十九国立銀行が破綻した直接の原因は保証債務にあるが、後述する楽産商会への不良貸金に関係している可能性もある。実際報告からは目に見える滞貸金は多くないものの貸出額が思うように増加せず、為替手数料を加えても半季利益金は改善せず、15年以降は1万円を超えることは出来なかった。第百四十九国立銀行の収益状況は決してよいとはいえなかった。配当利回りについても、同時期から下がり始め10%を割り込みながら破産状態に入っていった。

(4) 「楽産商会」設立と東京第百十九国立銀行との合併

旧臼杵藩と旧島原藩は藩主同士及び家令、家扶とも密接な連携のもとに国立銀行の設立に携わり、のちに更に深く関係を保つことになる。第百四十九国立銀行の株主として名を連ねているなかにも、東京第百十九国立銀行の株主が多く参加しており、第一回考課状には、重役8名のうち、5名は旧臼杵藩の士族たちであったと記載されていた。

表 - 3 函館第百四十九国立銀行 半季實際報告

(単位 円)

	13年上期	13年下期	14年上期	14年下期	15年上期	15年下期	16年上期	16年下期	17年上期	17年下期
(負債)										
資本金	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
積立金	-	645	1,630	2,680	3,780	4,980	6,180	7,480	8,797	10,317
発行紙幣	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	79,152	78,266
紙幣消却金	-	-	-	-	-	-	-	-	849	1,734
公金預金	-	-	-	-	-	1,370	-	-	-	-
人民預金	6,851	9,570	5,293	2,975	6,639	24,658	9,289	24,268	14,116	20,031
借入金	-	-	-	-	-	-	10,615	-	7,873	-
他店為替借	3,071	-	-	4,083	14,102	-	5,170	7,567	9,323	18,742
振出手形	-	5,600	-	-	-	1,400	2,000	-	-	-
滞貸順備	-	-	-	-	-	-	600	600	1,000	2,500
当期利益金	6,914	10,461	10,769	11,243	11,153	9,714	9,550	9,398	9,205	2,165
前期繰越	-	78	374	559	1,172	1,595	630	650	1,069	1,275
負債・資産合計	226,836	236,354	228,065	231,541	246,848	253,719	254,036	259,965	261,383	265,029
(資産)										
公債証書	85,350	85,350	89,995	89,995	85,269	86,403	88,389	79,216	79,216	79,216
貸付金	91,313	86,508	83,697	96,595	123,252	116,222	123,765	133,060	137,179	145,289
期限過貸付	-	940	1,540	1,540	-	600	1,712	6,511	-	-
紙幣消却元資	-	-	-	-	-	-	10,000	21,000	22,017	23,017
創業入費	5,313	5,136	4,956	4,770	4,590	4,410	4,230	4,050	3,870	3,690
所有物勘定	1,675	7,719	7,448	-	6,830	6,510	6,190	5,870	5,550	5,230
他店為替貸	10,261	23,502	14,917	7,130	-	5,176	-	-	-	-
荷為替手形	1,648	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	3,467	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金銀有高	27,807	27,198	25,510	31,508	26,906	34,396	19,749	10,255	13,549	8,585
配当年利回り	11%	13%	13%	13%	13%	12%	11%	10%	8%	0

出所 『函館新聞』 明治13年8月14日から明治18年2月6日までの、各半季實際報告の広告より抜粋し、筆者作成。

開業(明治13年2月10日)より、合併により消滅するまで(明治18年5月7日)の全期間を掲載した。[-]は残高ゼロを示す。

また、両行の密接な関係はさらに続き、「両銀行創立以前に小美田なるものがあり、同志と北海道の物産を内地に輸送、販売することを企てていたが、両銀行の創立と共に、勸説して之に金 1 万 5 千円づつ出さしめ、楽産商会なるものを設け」ることにより事業にも進出した。そして「輸送貨物の同社の荷為替は第四百九国立銀行を経て第百十九国立銀行宛に取組」み双方の実利をあげて、合わせて両銀行の業務拡大を図った。江湖組の後身といわれた楽産商会は「設立当初は物価騰貴の際で収益頗る上り」²⁸⁾、事業としては大いに繁盛し発展していった。そのため、明治 14 年 12 月にさらに業容拡大のため資本金の増強を図ろうと、郵便汽船三菱会社に増資額 15 万円の借款申し込みを行なった。借入の申込を受けた三菱会社は、国立銀行の出資した会社であっても債権保全の必要ありとの判断で、国立銀行 2 行の弁済保証をとった。

当然のごとく、同商会の輸送貨物はすべて三菱会社の輸送船に積載するのが条件であった。「金円貸借約定書」（融通金約定書）にはお金の出してである三菱為替店から 15 万円の融資が行われ、期日に返済が行われなかった時には、両国立銀行が弁済すべしと約定している。いわゆる銀行の債務保証であるが、第四百九国立銀行の半季実際報告の中にはその形跡は見あたらない。銀行の本業としての債務保証ではなかった。経済基盤の脆弱な時にリスクの高い契約であり、まして、第四百九国立銀行の資本金が僅か 13 万円の中での 15 万円の保証債務であった。

楽産商会が資本金を増強した頃から、日本経済は景気反動期に入り一般物価が下落に転じた。『三菱銀行史』²⁹⁾では例をあげて説明しているが、函館発送時の時価の 70% で為替金を融通した貨物でも、東京着の頃には運賃、手数料等を引けば為替金支払に不足金を生じ、出荷する度に赤字を累積させ明治 17 年には破産状態となり、両国立銀行もまた経営困難に陥ってしまった。

このとき先の参考文献に出てくる元臼杵藩士族であった荘田平五郎が三菱会社にあり、両銀行の首脳の要請を受け故郷の多くの旧士族のために奔走し、最良の解決のために尽力した。「三菱会社は当時三菱為替店の廃止を決定しその業務縮小を図りつつあった」こともあり「両行破綻による影響を斟酌して銀行首脳者の懇請を容れその経営を継承することに決し」³⁰⁾両行を合併することにより三菱会社に引き受けさせることになった。

明治 18 年 3 月 16 日合併契約を締結し、第四百九国立銀行は貸借差引残高皆無とした上、同行株主より一株につき 50 円の新規払込を徴収、第百十九国立銀行は資産負債差引残高を株式払込額 30 万円と評価した。第四百九国立銀行の経営内容の悪化も当然であったが、当行は旧臼杵、島原藩主たちによる設立であり、消滅しても一般士族や町民に被害が及ばないことにも対応の違いがあった。次いで 4 月 18 日政府の許可を受け 5 月 7 日合併を実行した。承継した第百十九国立銀行は三菱会社が引き受けることとなり、ここに第四百九国立銀行は完全に姿を消すことになった。

6. 函館第百十三、函館第百四十九国立銀行の特質

函館に設立された両国立銀行の最も大きな相違点は設立時にある。第百十三国立銀行の設立にあたっては、前述のように開拓使の積極的な呼びかけがあり、函館支庁を通じて市場調査から資本金額の提案をしている。また豪商といわれた函館の有力な商人たちに、国立銀行の創設を慎重にまた十分に配慮しながら訴えている。そして、当初10万円で申請を提出したが開拓使の大書記官より政府内状況を説明して、今後のことを予想すると増資は難しく20万円での再提出と勧められる。呼びかけられた函館の商人も、商工業の発展のためには銀行の創設が必要と待ち望んでいたこともあり、前向きな対応を行い、さらに協賛する商人たちに参加を促した。第百十三国立銀行の函館に於ける存在価値は、創立のときに商人たちにより築かれたものであった。

一方、第百四十九国立銀行は函館支店設立に関わる調査により、関係者に疑念を生じさせる人物が存在するとして報告されており、それが最終的に破綻の要因にもなった。同じ調査報告でも前者とは内容に大きな違いがあった。元来、当行の設立の発想は秩禄公債の運用から始まったもので、当初より函館経済を支えていた商人たちのために作られたものではなく、函館に安定的地盤を保有することは到底無理なことであった。

また、両行の半季実際報告をみても、前者は銀行本来の事業を堅実に遂行しているのがよく理解できる。函館の有力商人の間には銀行創設の期待は早くからあり、また開拓使からも勧誘を受けていたが、当時銀行経営に精通した者がいなく、銀行簿記など目にしたことはなかった。第百十三国立銀行の関係者は、設立前に必要な知識を習得させるため、イギリスの銀行家アラン・シャンドに出向かせた。そのシャンドの指導した経営方針が「健全経営」であり、それを忠実に守り業務を遂行していった。

第百四十九国立銀行は、前にも述べたように、取引の核となる函館の地元商人との信頼と支持を得ている度合が希薄であった。同じ函館の市場で営業している第百十三国立銀行と比べると、預金残高は大きく水をあけられ、貸付金も常に半分以下の実績であった。直接の破綻原因は保証行為の履行問題で、今でいう経営者の企業倫理の欠如が問題にされるところであるが、それ以上に銀行のもつ資質に大きな問題があったと考えられる。半季実際報告をみても、函館に根を下ろした経営が出来ていたとは認めにくい。しかし北海道の産物を内地に輸送販売した楽産商会への投資から考えると、利益追求だけではなく道内の産業発展のための融資政策もある程度は行っている。67件の貸付金口数があったことから、開業時には第百十三国立銀行の約3分の1であるが、多少ながらも函館経済の発展に貢献していたと思われる。

関与の内容が違っても開拓使の慫慂があって設立された両国立銀行であるが、前述のように、第百四十九国立銀行は営業満期を迎える遙か前に市場から撤退を余儀なくされた。もう一方の第百十三国立銀行は第百十三銀行に変更後、旧北海道銀行と合併し北海道拓殖銀行を経て、現

存する北洋銀行へと受け継がれていった。

<注>

- 1) 函館市史編さん室『函館市史』 通説編第2巻、函館市、1990年、993ページ。
- 2) 前掲『函館市史』 通説編第2巻、202ページ。
- 3) 大蔵省『明治大正財政史』 第13巻、経済往来社、1957年。
- 4) 大蔵省紙幣寮『明治貨政考要』 原書房、1979年、208～209ページ。
- 5) 前掲『函館市史』 通説編第2巻、967～871ページ。
- 6) 前掲『函館市史』 通説編第2巻、967ページ。
- 7) 安田保善社とその関係事業史監修委員会『安田保善社とその関係事業史』、1974年、105ページ。
- 8) 前掲『函館市史』 通説編第2巻、989ページ。
- 9) 前掲『第一銀行史』、786ページ。
- 10) 岡田健蔵『初代渡辺孝平傳』、市立函館図書館、1925年、64ページ。
- 11) 前掲『函館市史』 通説編第2巻、989ページ。
- 12) 函館市編さん室『函館市史』 資料編第2巻、函館市、1987年、739ページ。
- 13) 函館市編さん室『函館市史』 統計資料編、函館市、1987年、72～102ページ。
- 14) 前掲『函館市史』 資料編第2巻、703ページ。
- 15) 前掲『函館市史』 資料編第2巻、543ページ。
- 16) 前掲『初代渡辺孝平傳』、63～64ページ。
- 17) 明治財政史編纂会『明治財政史』 第十三巻、丸善、1905年、147ページ。
- 18) 前掲『明治財政史』、222ページ。
- 19) 前掲『函館市史』 統計資料編、72～73ページ。
- 20) 前掲『初代渡辺孝平』、66ページ。
- 21) 北海道拓殖銀行『北海道金融沿革一斑』、北海道拓殖銀行、1953年、222ページ。
- 22) 前掲『北海道金融沿革一斑』、223ページ。
- 23) 前掲『函館市史』 通説編第2巻、995ページ。
- 24) 前掲『函館市史』 通説編第2巻、996ページ。
- 25) 『開拓使公文録』、5904ページ。
- 26) 三菱銀行史編纂委員会『三菱銀行史』、1954年、47ページ。
- 27) 宿利重一『莊田平五郎』、1932年、581ページ。
- 28) 前掲『三菱銀行史』、45～46ページ。
- 29) 前掲『三菱銀行史』、46ページ。
- 30) 前掲『三菱銀行史』、47ページ。

主指導教員（藤井隆至教授）、副指導教員（菅原陽心教授・谷喬夫教授）